奨学のための給付金(家計急変給付) 申請書類について

１　高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書

　　　※家計急変対象者（特に保護者等が2名の場合）、理由、事由発生日（収入減については収入が減少した給料支給日を家計急変の日としてください。）を明記してください。

２　高等学校等奨学給付金　健康保険証等提出用貼付台紙

生徒本人の健康保険証の写し（７月１日までの家計急変については、７月１日時点のもの）を貼り付けたもの

　　（扶養者が主たる生計維持者１名の世帯、１５歳以上（中学生を除く）２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合は扶養誓約書も提出）

※健康保険証の被保険者等記号・番号等にはマスキング（黒塗り）を施したうえで提出ください。

※申請者（保護者等）と保険証に記載されている被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）が異なる場合は、貼付台紙の余白に続柄を記載してください。（例：生徒との続柄：祖父、義母、兄等）

３　令和６年度の所得・課税証明書

扶養親族数が記載されているもの。なお、扶養親族数の記載が省略されている場合は、

所得・課税証明書と併せて扶養親族全員の健康保険証の写しを提出

４　保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

　　離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出書

　　医師による診断書、退職（休職）辞令　　等

５　保護者等の家計急変後の収入を証明する書類

<会社員の場合>

・会社作成の家計急変後1年間の給与見込

(発行が困難な場合は直近3か月の給与明細及び家計急変後の賞与明細)

※支給日の記載がない場合は、余白に「〇月分（〇日締め）〇月〇日支給」と記載してください。

<個人事業主の場合>

・税理士又は公認会計士の作成した証明書類

(作成が困難な場合は直近３か月の収入が分かる書類)

・確定申告書の写し

　※保護者等が2名の場合において、一方の保護者等が令和５年度の住民税所得割額が0円の場合は、「保護者等の家計急変後の収入を証明する書類の提出は不要です。

６　「奨学のための給付金」口座振替届出書

７　「奨学のための給付金」振込先口座提出用貼付台紙（金融機関・口座番号・口座名義

　　がわかる通帳の写しを添付）

８ 在学証明書

９　災害等により、制服の再購入が必要となった場合関係書類

　　該当する場合は、罹災証明書、（様式１０）制服の再購入に係る誓約書 を提出してください。

　　 奨学のための給付金認定後に対象となった場合は、随時提出してください。

※申請書提出後、就職等や増給により家計急変が解消された場合は、必ず申し出てください。

◎裏面にチェックシート・Q&Aがあります。

**＜奨学のための給付金（家計急変給付）チェックシート＞**

**高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書の表面　【家計急変の理由について】**

**□　家計急変の理由　（離職　倒産　収入の減少）にチェックしましたか？**

**□　家計急変の日を記載しましたか？**

**□　収入減の場合は、給与の締め日・支払日を記載しましたか？**

**＜収入減の場合＞**

**◎収入減少の月から1年分の支給見込証明書又給与明細3ヶ月分を提出してください。**

**◎ボーナス支給の見込はありますか？　 　（　有 ・ 無　）**

**◎休業手当※の支給はありますか？　　　 （　有 ・ 無　）**

**休業手当支給有の場合は、休業手当の支給額・支給日がわかる明細等を提出してください。**

　　※休業手当とは、使用者の責に帰すべき事由のある休業の場合、休業期間中当該労働者に支払わ

　　　れる手当のことです。

奨学のための給付金（家計急変給付）に関するQ＆A

**Q１　父は解雇されましたが、母の勤務状況に変更がない場合も対象になりますか？**

　　 勤務状況に変更のない母の１年分の年収も見込み、父と母それぞれが、住民税所得割非課税相当であれば対象となります。

**Q２　家計急変事由に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と通常支**

**給のどちらに申し込むべきですか？**

　　 令和６年度の住民税所得割額が非課税である場合は、通常給付の申請をしてください。

**Q３　父は飲食店経営で、母は父の扶養対象ではなく会社にパート勤務しています。家計**

**急変対象の判断をするときに年収見込と所得見込とどちらでみますか？**

　　 父は自営業に該当するため、所得見込を目安としてください。母は会社員に該当するため、年収見込額を目安としてください。なお、見込額を超過していても、所得控除等を考慮した結果対象となることがありますので、見込額はあくまで目安としてご確認ください。

**Q４　両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の住民税所得割額が「非課税相当」でなければ、申請できませんか？**

　　 親権者それぞれの住民税所得割額が「非課税相当」であれば、同居している他の家族の住民税所得割額が「非課税相当」でなくても、申請できます。

**Q５　扶養している人数はどのように判断すればいいですか？**

「所得・課税証明書」に記載されている扶養親族の数等で判断します。

**Q６　８月に父母が離婚し、母が親権者となり家計が急変しました。申請はできますか？**

　　保護者等の離婚は家計急変にはあたらないため、対象にはなりません。

**Q７　高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？**

　　　兄弟姉妹をまとめて１つの申請書では申請できません。必ず、生徒一人ごとに申請書を作成し、在学する学校へ提出してください。

**Q８　父親が海外勤務のため課税額がわからない場合も対象になりますか？**

海外赴任等で一方の所得確認ができない場合は支給対象外です。